

パートタイム労働法等に関するご相談について

長崎労働局雇用均等室では、パートタイム労働者の方や、事業主（人事労務担当者）の方の相談をお受けします。

パートタイム労働法の対象となる「パートタイム労働者」とは？

「1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者」です。

（「パートタイマー」「アルバイト」「嘱託」「契約社員」等の名称の如何にかかわらず、上記に当てはまれば「パートタイム労働者」として、パートタイム労働法の対象となります。）

パートタイム労働法についてこんな疑問や問題はありませんか？

労働条件に関する文書の交付等(第6条)

あなたは、雇入れの際、事業主から「昇給の有無」、「退職手当の有無」、「賞与の有無」等の労働条件を、文書で明らかにしてもらっていますか？

差別的取扱いの禁止(第8条)

正社員と同じ働きをしているパートタイム労働者（注）の方は、正社員との差別のない待遇を受けていますか？

（注）正社員と同じ働きをしているパートタイム労働者とは？

職務内容（業務の内容と責任）、人材活用の仕組みや運用などが正社員と同一であって、契約期間が無期又は無期と同視できる状態のパートタイム労働者をいいます。

賃金の決定方法(第9条)

パートタイム労働者の賃金は、正社員とのバランスを考慮しつつ、職務内容や成果、意欲、能力、経験等の要素を勘案する等により決定することとされています。あなたの賃金はどのように決定されていますか？

福利厚生施設(第11条)

正社員が利用できる福利厚生施設（給食施設、休憩室、更衣室、）について、パートタイム労働者も利用できるよう配慮されていますか？

通常の労働者への転換(第12条)

事業主は、パートタイム労働者が正社員に転換できるチャンス（正社員募集への応募、正社員登用試験の受験など）を設けることとされています。あなたは、正社員に転換できるチャンスについて、具体的な内容を知らされていますか？

そんな疑問や問題点を解決するには、長崎労働局雇用均等室まで、ご相談を！

問合せ先 〒850-0033

長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル3階

長崎労働局雇用均等室

電話 (095) 801-0050

FAX (095) 801-0051